

ナショナルデモンストレーター選出基準及び要領

1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第4項に基づき、ナショナルデモンストレーターの選考に関する必要な事項を定める。
2. デモンストレーター選考会の役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。
3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及び公認スキーA級検定員資格又は公認スキーB級検定員資格を有し、その資格が有効で、加盟団体長の推薦を得た者とする。
4. 公認スキーB級検定員で、ナショナルデモンストレーターに認定されたものは、任期中に必ず公認スキーA級検定員を取得することとする。任期中に公認スキーA級検定員が取得できなかった場合は、原則、次期ナショナルデモンストレーター選考会に参加することはできない。
5. 選考方法は、デモンストレーター選考会開催要項により周知する。
6. ナショナルデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献でき得る者とし、男子20名以内、女子10名以内とする。
7. 任期は、次期選考会までの2年間とする。
8. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和 58 年 8 月	改訂
昭和 61 年 5 月	改訂
平成 元年 2 月	改訂
平成 3 年 9 月	改訂
平成 5 年 6 月 26 日	改正
平成 5 年 10 月 19 日	改正
平成 7 年 10 月 13 日	改正
平成 12 年 9 月 20 日	改正
平成 13 年 12 月 18 日	改正
平成 14 年 11 月 5 日	改正
平成 16 年 4 月 2 日	改正
平成 19 年 7 月 5 日	改正
平成 20 年 9 月 16 日	改正
平成 21 年 9 月 18 日	再掲
平成 23 年 9 月 20 日	改正
平成 25 年 7 月 9 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
令和 元年 9 月 27 日	改正
令和 2 年 9 月 25 日	改正
令和 3 年 1 月 29 日	改正

令和5年 7月 5日 改正
令和6年 6月 21日 改正